

原油価格等の高騰による影響を受ける中小事業者の事業継続を支援します！

高砂市中小事業者エネルギー 価格高騰対策支援給付補助金

高砂市では、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や急激な原油価格等の高騰による影響を受けている中小事業者に対し、事業継続を支援するために補助金を給付します。

補助対象者

○市内に主たる事務所又は事業所を置く中小事業者で、令和3年8月1日以前に開業し、本給付補助金の交付申請の時点で事業を営んでいる実態があり、今後も事業継続の意思があること。

○市内の事業所で使用した令和4年4月から同年9月のうち任意の2ヶ月の燃料費、光熱費の合計額が、前年同2ヶ月と比べて10,000円以上増加していること。

申請期間

令和4年11月1日（火）から12月31日（土）まで（当日消印有効）

申請方法

新型コロナウイルスの感染防止のため、申請手続きは、原則、郵送とします。
※予約制で担当窓口での申請手続きも可とします。お電話（下記）でご予約ください。
高砂市役所 産業振興課担当窓口係（079-443-9030）受付時間8:30~17:15
※12月29日（木）から31日（土）は窓口・電話の受付ができません。

補助金の額

1 補助対象者（1事業者）につき、法人20万円（上限）個人10万円（上限）
※燃料費、光熱費の増加額が上記の上限額に満たない場合は、その額（増加額）が給付補助金の額となります。※千円未満を切り捨てた額とします。

交付申請に必要な提出書類

- ・補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・その他添付書類（光熱費及び燃料費が確認できる書類、誓約書及び同意書、確定申告書類の写し、本人確認書類の写し、振込先金融機関を確認する書類）

中小事業者やその他の同等の者とは

中小企業基本法（第2条第1号及び第5項）に規定する中小企業者（及び小規模企業者）をいいます。なお、公共法人（法人税法第2条別表第1参照）を除く、財団・社団法人、学校法人、NPO法人等の各種公益法人を含みます。

★ 問合せ・申請先（郵送先） ★

- ◆〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1
- ◆高砂市役所 生活環境部 環境経済室 産業振興課（商工労働係:窓口）
- ◆電話/079-443-9030（直） 受付時間 8時30分~17時15分まで（土・日・祝日除く）
- ◆E-mail/tact2930@city.takasago.lg.jp
- ◆申請書類は、[市ホームページ](#)よりダウンロードしてください。ホームページはこちら👉

